

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「Otsuka-people creating new products for better health worldwide」の企業理念の下、世界の人々の医療と健康に貢献できることを目標に、革新的で創造性に富んだ医薬品や栄養製品の研究開発に挑戦し、地域社会との共生、自然環境との調和を図りながら、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーの信頼に応えていくことを目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
野村信託銀行(株)大塚創業者持株会信託口	62,674,211	11.23
大塚エステート(有)	22,871,268	4.10
大塚グループ従業員持株会	16,592,277	2.97
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	13,569,400	2.43
日本トマスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	13,038,700	2.33
(株)阿波銀行	10,970,520	1.96
大塚アセット(株)	7,380,000	1.32
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	6,403,446	1.14
(株)メディカルホールディングス	6,148,000	1.10
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	5,820,160	1.04

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は、自己株式を16,037,940株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
廣富 靖以	他の会社の出身者					△							
川口 壽一	他の会社の出身者												
高野瀬 忠明	他の会社の出身者								△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
廣富 靖以		—	長年の企業経営における豊富な経験と高い見識に基づき、中立的・客観的な視点から有効な助言を得られると期待できることから、社外取締役として相応しいと判断しております。
川口 壽一	○	—	その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能が期待できることから、独立役員として相応しいと判断しております。
高野瀬 忠明	○	2011年4月まで雪印メグミルク(株)の代表取締役社長であり、同社と当社との間にはそれぞれの子会社を通じた取引関係がありますが金額は僅少であります。	雪印メグミルク(株)の代表取締役社長を2011年4月に退任しております。食品業界における長年の経営者としての豊富な経験と高い見識から、有効な助言が期待できることから、独立役員として相応しいと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役は、監査役会が定める監査方針に基づき、会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)及び内部統制部・内部監査部門と情報・意見交換、協議を行うことにより相互に連携を図っております。

・監査役と会計監査人とは、監査計画、監査実施状況等につき年5回の定例報告会を行うほか、必要に応じて随時意見交換を実施しております。

・監査役と内部統制部・内部監査部門は、原則として半期に一度の報告会を開催するほか、必要に応じて随時情報交換を行うなど連携を十分に図り、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
矢作 憲一	他の会社の出身者														
菅原 洋	公認会計士												△		

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
矢作 憲一	○	——	主に上場会社における社外監査役としての経験と高い見識に基づき、中立的・客観的な視点から有効な助言を受けており、独立役員として相応しいと判断しております。
菅原 洋	○	当社及びグループ各社の会計監査人である監査法人トーマツに2006年2月まで在籍しておりましたが、在籍中に当社及びグループ各社の監査業務に従事したことはありません。	2006年2月に監査法人トーマツを退職しております。一般株主との利益相反の生じるおそれはありません。公認会計士の資格を有し、その豊富な実務経験と高度な専門知識に基づき、中立的・客観的な視点から有効な助言を受けており、独立役員として相応しいと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を有する社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の当社及び大塚グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高め企業価値向上に資することを目的として、ストックオプション制度を実施しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

取締役及び執行役員に対しては当社及び大塚グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高め企業価値向上に資すること、監査役に対しては適正な監査に対する意識を高め企業価値向上に資することを目的としてストックオプションを発行しております。

【取締役報酬関係】

該当項目に関する補足説明 更新

当社における2014年度の実績は以下のとおりであります。
 報酬総額 411百万円(うち社外取締役14百万円)
 (報酬等の種類別の総額)
 基本報酬 260百万円(うち社外取締役14百万円)、賞与 151百万円
 対象となる取締役の員数 12名(うち社外取締役3名)
 なお、法令に従い、一部の取締役については有価証券報告書において個別開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の体系については、大塚グループの業績と価値の持続的向上に資するため、優秀な人材を確保・維持するとともに、職務の執行に対して強く動機づけられるよう設計しております。

(1) 持株会社である当社の取締役の報酬等の額

・持株会社である当社の取締役の報酬等については、役職等に応じた固定報酬、短期的なインセンティブとなる業績連動賞与、及び中長期的なインセンティブとなる株式報酬型ストックオプションの3つから構成しております。

・固定報酬と業績連動賞与については、2010年6月29日開催の定時株主総会において、その限度額を年間1,500百万円以内と決議いただいております。

・固定報酬については、持株会社の取締役としての職務・職責(グループ戦略の立案・決定、グループ経営のモニタリング機能及びコーポレート・ガバナンスの強化等に係る職務・職責)を勘案して報酬を決定しております。

・業績連動賞与については、a 単年度の連結当期純利益の実績及び予算の達成度、b 中長期の連結業績目標に対する進捗、及びc 適切なコーポレート・ガバナンスに基づく経営の実践、並びに本人の業績を勘案して決定しております。

・株式報酬型ストックオプションについては、中長期にわたる職務執行が将来の業績と価値の向上に反映できるよう勘案して決定しております。

(2) 事業会社である子会社の取締役の報酬等の額

・事業会社である子会社の取締役の報酬等については、株主総会決議による報酬限度額の枠内で、事業会社の取締役としての職務・職責(当社の立案したグループ戦略に基づき各事業会社の事業を執行するとともに、各事業会社における戦略の立案・決定及びコーポレート・ガバナンスの強化等に係る職務・職責)を勘案して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

事務局として監査役室を設置し専従スタッフがサポートする体制を取っております。また、取締役会・監査役会における審議が十分に行われるよう、原則として1週間前に資料を配布するなどの対応をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社として、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置しております。

(1) 業務執行

(取締役及び取締役会)

・取締役会は取締役会規程に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営に関する重要事項の意思決定及び業務執行の監督を行っております。取締役は社外取締役3名を含む9名であります。また、取締役の任期を1年とすることにより、取締役がさらなる緊張感を持って職務執行の任にあたるものと考えております。

(2) 監査・監督

(監査役及び監査役会)

・監査役は、取締役会に出席して意見を述べ、取締役の業務執行における経営の適法性、健全性の監査を実施しており、監査役会による監査を軸に経営監視体制を構築しております。

・監査役は社外監査役2名を含む4名で構成され、定例の監査役会を月1回開催しております。そのほか、必要に応じて取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、また稟議書、議事録等業務執行に係る重要な文書を開覧し業務執行状況を監督できる体制を確保しております。

(内部監査体制)

・当社は、社長直轄の内部監査部を設置し、当社及び大塚グループの財産及び業務全般に対して適正かつ効率的な業務執行がなされているかについて、「内部監査規程」に基づく監査を定期的実施し、社長、取締役及び監査役に報告を行っております。改善の必要性が指摘された場合は、改善勧告を行い、その後の実施状況を確認し職務執行の適正化を図っております。また、監査役監査及び会計監査との情報の共有や相互の協力等連携を図っております。

(企業集団における業務の適正を確保するための体制)

・当社は、大塚グループの企業価値の最大化の役割を担う持株会社として、グループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制を整備しております。

・大塚グループ各社は、「関係会社規程」に規定された事項について、必要に応じて当社に報告し、その中で重要な事項については当社の承認を得ることとし、グループの連携体制を確立しております。

・当社の主要な子会社は監査役制度を採用しており、それぞれ取締役の業務執行の監査を行っております。また、年2回開催される「グループ監査役会」において、各社の監査役との情報共有、連携の強化を図り、各社の経営状況等についての報告を行うこととされております。

・内部監査は、グループ各社の内部監査部門との連携により、グループ全社を対象として監査を統括または実施し、横断的なリスク管理体制及びコンプライアンス体制の構築を図り、業務の適正化を確保すべく努めております。

参考資料「模式図」をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、複数の社外取締役を含む取締役会と、複数の社外監査役を含む監査役会が緊密に連携し、監査役会の機能を有効に活用しながら経営に対する監査機能の強化を図ることによって、継続的に企業価値を向上させ、経営における透明性の高いガバナンス体制を維持できると考え、現在の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限より1週間早い総会日の3週間前を目処に発送を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	電子投票制度を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームに参加し、機関投資家の議決権行使環境の向上に努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	海外投資家の議決権行使促進のため招集通知の英訳版を作成し、当社ホームページ、東京証券取引所ホームページ及び議決権行使プラットフォームに掲載しております。
その他	株主総会会場前にて大塚グループ製品の試飲・試食コーナーを設けた他、事業活動のトピックス、CSR活動並びに製品についてのパネル展示を行うなど、和やかな雰囲気の中で株主の皆様は大塚グループをより深くご理解いただけるよう努めております。

2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに定期的な説明会を開催しております。通期及び第2四半期決算発表時については決算説明会を、第1、第3四半期決算発表時についてはカンファレンスコールを開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に海外投資家訪問を行い説明会を開催しております。また、証券会社が開催する海外の機関投資家向けカンファレンス等にも参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページには株主・投資家向けのIRサイトを掲載しております。決算短信、決算説明会資料(動画配信あり)、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示情報、アニュアルレポート、株主通信等を掲載しております。また、これらのうちの多くは英語サイトにも掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署としてIR部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	大塚グループは、お客様、従業員、株主・投資家、お取引先・事業パートナー、地域社会・国際社会などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことを、グループの行動原理・原則である「大塚グループ行動憲章」において宣言しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、生命関連企業として、世界の人々の健康維持・増進に貢献できる製品を生み出し、健全かつ持続的な事業活動を行っております。また、自然環境、地域社会に配慮し、良き市民として人々の健康に貢献するための社会貢献活動に積極的に取り組んでまいります。
その他	・女性の役員・管理職について 当社には現在女性の役員おりませんが、人種、国籍、性別等を問わず、有能な人材を積極的に登用する方針を定めております。 大塚グループはダイバーシティの推進に注力しており、女性が働きやすい環境を整備し女性のキャリア形成をサポートしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制の主管部として、社長直轄の組織である内部統制部を設置し、財務報告に係る内部統制を含む大塚グループの内部統制について統括しております。

大塚グループの価値向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動より生じるリスクをコントロールすることが必要であり、このためのコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本認識の下、以下の「業務の適正を確保するための体制」を構築し実践しております。

【業務の適正を確保するための体制】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・大塚グループは、グループ内の経営・監督機能と業務執行機能を分離しコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、当社において純粋持株会社制を採用する。

・当社は、法令・定款及びその他諸規範とその精神を遵守し、高い倫理性に基づいた企業活動の実現のため、「大塚グループ行動憲章」を制定する。「大塚グループ行動憲章」の具体的な指針として「大塚ホールディングス・コンプライアンス・プログラム」を制定し、「リスク管理委員会」の下、社員教育の徹底を図り、コンプライアンス体制の整備、維持、向上を推進する。

・金融商品取引法その他の関係法令に基づき、適正な会計処理を行い、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の体制整備を推進するとともに、それが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

・社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底する。

・また、社長直轄の内部監査部を設置し、「内部監査規程」に基づき、会社の財産及び業務全般について定期的に内部監査を実施し、社長に監査報告を行う。改善の必要性が指摘された場合には改善勧告を行い、その後の実施状況を確認する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社は取締役会の記録及び稟議書等については、「会社文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社及びグループ各社のリスク管理体制を確立するため、「リスク管理委員会」を設置するとともに「リスク管理規程」を制定する。「リスク管理委員会」は各リスク管理部署による管理を通じ、大塚グループの持続的価値向上を脅かすリスクに対し、評価を行い統合的な管理を行うものとする。

・なお、不測の事態が生じた場合には、迅速な対応を行い、緊急事態による損害を最小限に抑える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会規程に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営方針及び経営戦略等の重要事項について協議し決定する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は大塚グループの企業価値の最大化の役割を担う持株会社として、大塚グループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制の整備を図る。

・関係会社は、「関係会社管理規程」に規定された事項について、必要に応じて当社に報告し、その中で重要な事項については当社の承認を得ることとし、大塚グループの連携体制を確立する。

・また、「内部監査規程」に基づき、関係会社も対象として監査を統括または実施し、横断的なリスク管理体制及びコンプライアンス体制の構築を図り、一体的に業務の適正化を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・当社は、監査役室を設置し、監査役会の招集事務、その他監査役の業務補助を、取締役の指揮系統から独立して行う。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役室の人事異動及び人事考課については、事前に監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、以下の事項が発生した場合は監査役に報告する等、取締役の職務の執行に係る監査役の情報収集を可能とする具体的手段を確保する。

イ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ロ 法令もしくは定款に違反する事項、その他コンプライアンス上重要と判断した事項

ハ 当社及びグループ各社の業務遂行状況

ニ 内部監査実施状況

ホ 重要な会議における決議事項

(9) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧することができる。

・また、取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に係る報告を求められた場合は、速やかに報告をする。

・その他、内部監査部・総務部・経営財務会計部・内部統制部等の関係部署は、必要に応じて監査役に情報提供を行い、監査役監査の実効性の確保、向上に協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

大塚グループは、「大塚グループ行動憲章」において、反社会的勢力との絶縁を掲げ、市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を排除するとともに、断固として対決することを宣言しております。反社会的勢力からの不当要求に対しては、たとえそれが法律に違反していない内容であっても断固として拒絶する姿勢をとることを規定しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、総務部を主管部署として反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、「反社会的勢力対応マニュアル」及び「取引先等調査マニュアル」を制定し、平時における対応、不当要求への対応、取引先等の事前調査等を実践しております。

また、当社は地区特殊暴力団防止協議会及び社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、緊密な情報連携に努めるほか、種々の事案に応じて、警察及び顧問弁護士と協議し対応しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

当社は、お客様、株主、社会など、すべてのステークホルダーの皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に適時・適切な情報提供に努めております。

重要情報の適時開示については、上場企業として適時・適法・正確・公式に適時開示義務を遂行するため「適時開示ガイドライン」を制定、適時開示の要否、開示資料の作成に必要な事項等を定めております。

当社の適時開示体制、プロセス等の概要は以下のとおりです。

・適時開示体制

当社における適時開示は、内部者取引管理責任者（総務担当取締役）を委員長とし、事業企画部、IR部、広報部及び法務部のメンバーで構成する「適時開示検討委員会」により行われます。

・適時開示プロセス

(1)「適時開示検討委員会」は、当社の会社情報及びグループ各社から収集した重要情報につき、速やかに適時開示の要否を検討した上、開示の必要があると判断した場合には、開示資料の作成を指示します。

(2)「適時開示の要否結果」、及び「開示をする場合の開示資料」については、内部者取引管理責任者が最終的な承認をします。

(3)内部者取引管理責任者の指示に基づき、承認を得た開示資料について、適時開示担当部署がTDnetを通じて速やかに開示を行います。

【参考資料：模式図】

